# 2025年7月号
# FP武蔵野グループ

## 社会保険料が高い！！

三谷ますみ

今は大暑、夏の真っ盛りとはいえ毎日暑いですね。炎暑と言い換えてもよいぐらいです。そこで何か冷やりと涼しくなるものはないかと探してみました。
7月半ばに後期高齢者医療保険のお知らせが届きました。開けてみると年金から数十万円差し引かれるというお知らせで、懐が一気に寒くなりました。

**ところで社会保険って何？**
社会保険料とは、私たちが安心して暮らせる社会を維持するために、労働者と企業が共同で支払うお金のことで、毎月の給与から自動的に、年金生活者は年金から**天引き**され、会社がまとめて納付するのが原則です。天引きされることで金額に気が付かず、**「知らないうちに、負担が増えた」**と感じる人も多いのです。

給与明細を見ると社会保険料として
「健康保険（後期高齢者医療保険）」、「厚生年金保険」、「介護保険」、「雇用保険」などの種類があり、それぞれに役割があります。
**「健康保険」**病気やケガで、医療機関にかかった費用の一部を国や会社が負担する制度
**「厚生年金保険」**老齢年金や障害年金、遺族年金などの年金を受け取れる制度。定年退職後も老後の生活を支える重要な収入源となる。
**「介護保険」**介護が必要な方が必要なサービスを適切に受けられるよう社会全体で支える。
**「雇用保険」**失業や病気やケガなどで働けなくなったとき、生活の安定を図るための制度。

基本給のほか、家族手当や通勤手当、残業手当などもすべて報酬額に含んで計算され、**ボーナス（賞与）にも社会保険料が課される**ため、年収増が必ずしも手取りアップに直結しないことも把握しておきましょう。

今回の参院選で、社会保険料を引き下げるという公約をした党もあったとか。
**なぜ「社会保険料は高すぎ」と感じるのでしょうか？**

**１．給与天引きによる不可視化**
健康保険・厚生年金・介護保険・雇用保険などが「社会保険料」としてひとくくりにされているため、それぞれの内容や費用について認識しにくい。
**２．報道での扱いの違い**
増税に関するニュースなどはすぐにセンセーショナルな報道がされる一方で、社会保険料に関するニュースなどは大きく取り上げられることは少ない傾向。そのため、人々の意識が向きにくい。
**３．「給付」を前提とした仕組みである**
将来の年金受給や医療費負担軽減などの見返りがわかりやすく、負担することに対する心理的抵抗が税に比べて小さい。

**社会保険料は税金よりも目立ちにくいものの、非常に大きな負担となっています。**
社会保険料が高いと感じるのは当然で、数値で見ても上がり続けているのです。
【厚生年金保険料率の上昇】
少子高齢化が進み、年金受給者数が増加する一方で、現役世代の数が減少する状況が深刻化しています。この状況に対応するため、厚生年金の保険料率は、2004 年度の 13.58%から段階的に引き上げられ、2017 年には 18.3%にまで達しました。この保険料率の上昇は、現役世代の収入から社会保険料として支払われる金額が増加することを意味し、経済的な負担が大きくなったことを示しています。（日本年金機構*「厚生年金保険料額表」*）

【健康保険料率の上昇】 健康保険（協会けんぽ）の保険料率は、2008 年度には 8%台後半だった地域も多く見られましたが、その後徐々に引き上げられています。近年では多くの地域で保険料率が 9～10%台に達しており、加入者の経済的な負担が大きくなっているのが現状です。これは医療費増大や後期高齢者医療制度への支援強化が要因となっており、将来的にも上昇傾向が続く可能性があります。（全国健康保険協会*「都道府県毎の保険料率」*）

【介護保険料・雇用保険料の増加】 介護保険料も高齢化にともない上昇傾向が続いています。経済状況や政策判断で変動しますが、雇用保険料も増加傾向にあり、社会保険関連のトータル負担は高まっているといえるでしょう。（全国健康保険協会*「令和 6 年度都道府県単位保険料率」*；厚生労働省*「令和 5 年度雇用保険料率のご案内」*）

社会保険料はこれからも上がるのでしょうか？
少子高齢化が続く限り上がると考えた方がよいでしょう。
国や地方自治体、企業もこの費用の捻出に苦しんでいます。

社会保険料は、毎月の給与から天引きされます。つまり、社会保険料が増えれ

ば、手取り額は減ることになります。

●何か少しでもできる手段はないのでしょうか？ ご自身あるいは会社の立場で考えてみましょう。

○**4 月から 6 月の残業を減らす**： 社会保険料は 4 月から 6 月の給与額を平均して決定されるため、この期間の残業を減らすことで等級が上がりにくくなります。

○**昇給のタイミングを 7 月以降にする**： 4 月に昇給が行われると等級が上がりやすいため、7 月以降にすることで社会保険料の上昇を抑えられます。

○ **通勤手当の支給方法を変える**： 毎月支給ではなく、6 ヶ月定期代の支給に変えることで、割引が適用され社会保険料が安くなる場合があります。

○ **企業型確定拠出年金を導入する**： 給与の一部を企業型確定拠出年金として拠出すことで、社会保険料の対象となる金額を減らすことができます。 企業型確定拠出年金とは、会社が従業員の年金資産形成を支援する制度です。

○ **給与と賞与の調整**：給与・賞与の一部を退職金に回すことで、社会保険料を調整できます。賞与とは、給与とは別に支払われる一時的な給与のことです。

○**福利厚生を導入する**：福利厚生を充実させることで、社会保険料の対象となる給与を減らすことができます。 福利厚生とは、会社が従業員のために提供する給与以外のサービスや制度のことです。

○ **時短勤務や在宅勤務を導入する**： 労働時間を短縮したり、在宅勤務を導入することで、給与を抑え、社会保険料を軽減できます。 在宅勤務とは、会社に出勤せずに自宅で仕事をすることです。

○ **入退職日の調整**：社員の入社日を月初以外にする、退職日を月末以外にすることで、社会保険料を調整できます。

これらの方法を参考に、ご自身あるいは会社の状況に合わせて社会保険料を安くする方法を検討してみてください。

**手取りを左右する 103・106・130 万円の壁と社会保険料についても書きたいのですが長くなりすぎるのでこれはまたの機会にいたします。**

**お読みいただきありがとうございました。**

以上